

選挙になること、政策を競う選挙にはならず、同じ政党内の他の候補よりも一票でも余計にとろうとする熾烈な同士打ち選挙になること、旧全国区と同じ膨大な金のかかる選挙になること、さらには最大の問題は、個人名投票を強引に政党投票にするかえるトリックの仕組みがあり、憲法第四十三条一項に違反する可能性が高いこと等々が明らかになつてまいりました。しかし、提案者はこうした疑念にまじめに、理論的に答弁しようとして審議の深まりは実現されませんでした。

与党答弁を通じて、この法案は、顔が見えない、金がかかる、熾烈な同士打ちの最悪の仕組みであることが明らかになつたにもかかわらず強行採決した理由はただ一つ、このままでは来年の参議院選挙で与党は勝てない、だから土俵を変えようとする党利党略しかないと言わざるを得ません。

しかも、久世前金融再生委員長の大京グループによる党費立てかえ問題、KSDからKSD豊明会、自民党豊明支部への金の流れなど、本法案と関連する疑惑の解明をめぐる審議も尽くされておりません。

国民にわかりやすい透明な審議を行うことは、国会に与えられた使命であります。こうした使命を放棄し、強行的に採決を行つたことは、まさに議会制民主主義の自殺行為と言わざるを得ません。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に關する特別委員長自見庄三郎君が、こうした審議の経過及び次々と疑惑が発生している状況を無視し、採決を強行したことは、断じて認めることはできません。

これが本動議を提出する理由です。(拍手)

○鈴木(宗)委員長代理 起立少數。よって、本動議は否決されました。

委員長の復席をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○鈴木(宗)委員長代理 起立少數。よって、本動議は否決されました。

〔鈴木(宗)委員長代理退席、委員長着席〕

翻って、我が国の政治を謙虚に振り返れば、國民の政治不信や政治離れは依然として根強いものがあります。国民の信頼と負託にこたえることがあります。

政治の原点です。国民の信頼を得られなければ、政治は成り立ちません。また、国民が期待する政策を創造できなければ、政治はその意義を失います。

我々三党は、最近の一連の不祥事に端を発する深刻な政治不信を重大に受けとめ、同時に、今日の歴史的変革期に世界に通用する内外政策を樹立する方途について、徹底した議論を重ねてきております。その結果の一つが、今回提案する法律案であります。

また、もとより議会制民主主義のもとにおいては、政党、政治団体や政治家の活動を通じて国民の政治的意識が形成され、政治が遂行されており、ます。

この政治活動の自由は極めて重要な憲法上の権利であります。その意味で、政治活動のあり方は、議会制民主主義の健全な発展にかかわる重要な問題であると認識しております。

我々は、このような認識に立ち、いわゆるあつせん利得の課題について、政治家としての使命感に燃えながら、昼夜を分かたぬ真摯かつ精緻な議論を積み重ね、基本的な考え方を共有することができます。その主な考えを御説明いたします。

一つは、主権者たる国民の厳肅な信託によつて選出された公職にある者は、国民全体の利益のために奉仕、行動する責務を負つてゐることを強く自覚しなければなりません。そして、戦後の混乱期にもまさる熱意を持って、日本の明るい未来づくりの事業に的確に対応できる体制を一刻も早くつくり上げていかなければなりません。

将来に目を移すとき、政治はその性格を、内外の課題に国全体の視点からの確、機敏に対処する政治主導の総合政策立案型に転換しなければなりません。また、一層の地方分権を図つて、陳情行

政の行き過ぎを解決し、地方の創意工夫を尊重することは、今後の我が国の経済、文化、社会の新しい飛躍を期す上で極めて大きな力になると確信しております。

これが本動議に賛成の諸君の起立を求めるものです。

六つ目は、本法律案の罪は、適正な職務行為に係るあつせん行為にまで対象を広げていることや、政治活動の意義の重要性を正しく評価すること等から、その適用に当たっては、政治活動を不当に妨げることのないように運用に留意しなければならないとの規定を設けることとしたことです。

六つ目は、本法律の趣旨、内容等を国民に正しく理解していただき必要があることや、地方議会の議員及び長等を处罚の対象としていることから、一定の期間を置いて周知徹底させる必要があ

る者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る取扱等の处罚に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次提出者より趣旨の説明を聴取いたします。

亀井善之君。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の处罚に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○亀井(善)議員 ただいま議題となりました自由民主党、公明党並びに保守党の三党共同提案の公職にある者等のあつせん行為による利得等の处罚に関する法律案につきまして、提案理由とその内容の概要を御説明申し上げます。

今日、世界の情勢が歴史的な転換を遂げようとしている新しい時代の中、対外的にも国内的にも恒久的な平和と繁栄の道筋をつける節目のときを迎えています。この変革期に、我々は、確固たる将来見通しのものと、後世のため、國の正しい進路を定める歴史的責務を負つてゐることを深く自覚しなければなりません。そして、戦後の混乱期にもまさる熱意を持って、日本の明るい未来づくりの事業に的確に対応できる体制を一刻も早くつくり上げていかなければなりません。

これが本動議を提出する理由です。(拍手)

○鈴木(宗)委員長代理 起立少數。よって、本動議は否決されました。

委員長の復席をお願いいたします。

六つ目は、本法律案の罪は、適正な職務行為に係るあつせん行為にまで対象を広げていることや、政治活動の意義の重要性を正しく評価すること等から、その適用に当たっては、政治活動を不当に妨げることのないように運用に留意しなければならないとの規定を設けることとしたことです。

六つ目は、本法律の趣旨、内容等を国民に正しく理解していただき必要があることや、地方議会の議員及び長等を处罚の対象としていることから、一定の期間を置いて周知徹底させる必要があ

ることであります。

これらの基本的考え方をもつて、我々三党はあつせん利得処罰法案をまとめ提出する必要があるとの結論に達したものであります。

以上、本法律案をまとめ提出するに至った考え方について申し上げました。

次に、この法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、公職者あつせん利得に関する事項であります。

その一は、衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議員もしくは長、すなわち公職にある者が、国もしくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約または特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせること、またはさせないようになつせんをすること、またはしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときは、公職者あつせん利得罪として处罚するものとし、その法定刑を三年以下の懲役としております。

その二は、公職にある者が、国または地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関して、当該法人の役員または職員に対し、今述べたことと同様のあつせん行為の報酬として財産上の利益を收受した場合も同様に处罚するものとしております。

第二に、議員秘書あつせん利得に関する事項であります。

その一は、衆議院議員または参議院議員の秘書、いわゆる国会議員の公設秘書が、国もしくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約または特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、当該議員の権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせること、またはさせないようになつせんすること、またはしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときは、議員秘書あつせん利得罪と申します。

して处罚するものとし、その法定刑を二年以下の懲役としております。

その二は、公設秘書が、国または地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、当該法人の役員または職員に対し、今述べたことと同様のあつせん行為の報酬として財産上の利益を收受した場合も同様に处罚するものとしております。

第三に、没収及び追徴に関する事項であります。第一及び第二の場合において、犯人が收受した財産上の利益は没収するものとしております。その全部または一部を没収することができないときは、その価額を追徴するものといたします。

第四に、利益供与罪に関する事項であります。

これまで財産上の利益を收受した側の行為を規定するものに対し、これは第一または

は第二に係る財産上の利益を供与した側の行為を規定するものであり、当該財産上の利益を供与した者を利益供与罪として处罚するものとし、その法定刑を一年以下の懲役または二百五十万円以下の罰金といたします。

第五に、国外犯に関する事項であります。

日本国外において本法のあつせん利得罪を犯した公職にある者や公設秘書にも本法を適用することを規定したものであります。したがって、公職にある者や公設秘書が国外において請託を受け、本法に規定するあつせん行為の報酬として財産上の利益を收受した場合にも、本法の罪による处罚の対象とすることとしております。

第六に、適用上の注意に関する事項であります。

本法の適用に当たっては、公職にある者の重要な政治活動である民意を反映させる行為等が不当に制約されることのないよう、公職にある者の政治活動を不正に妨げることのないように留意しなければならないと規定しております。

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとしております。

第八に、公職選挙法の一部を改正する事項であります。

公職者あつせん利得罪により実刑に処せられた場合は、選挙権を実刑期間とその後の五年間、被選挙権を実刑期間とその後の十年間、停止するものとしております。また、執行猶予の場合には、その執行猶予期間、公民権を停止するものとしたております。

第九に、その他所要の規定を整備することとしております。

以上が、公職にある者等のあつせん行為による利得等の处罚に関する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○自見委員長 次に、玄葉光一郎君。

公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る收賄等の处罚に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○玄葉議員 ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党並びに社会民主・市民連合の四会派共同提案の公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る收賄等の处罚に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容の概略を御説明申し上げます。

国会議員を初めおよそ政治家たる者は、高度な倫理観、正義感に基づき職務を遂行すべき責務があることは言うまでもありません。選挙によつて選ばれた者は、主権者たる国民、住民から政治に関する厳肅な信託を受けているのであり、国民全体の奉仕者として行動すべき責務を負つてゐることもまた当然であります。特定の者の利益のために行動し、その対価を得るがごときは、政治倫理にもとるのであります。

ところが、政界の一部には、あつせんは政治家

本来の仕事であり、その見返りに金品等を受け取つても構わないという誤った風潮があります。私どもは、この風潮を断ち切り、特定の者の利益のためにあつせんをし、その報酬として金銭等を受け取ることがあつてはならないという政治倫理を確立しなければなりません。

今から三年前、大蔵省職員の接待汚職、自民党議員の株取引事件等を契機に、公務員倫理、政治倫理の確立が重要な政治課題となり、第百四十二通常国会以来、関係法案の提出が相次ぎました。その一環として、当時の野党各党から、政治家が役所に口引きをし、その報酬として利益を得ることを处罚しようとする法案等が何本も出されました。が、いずれも、自由民主党の抵抗により実質的な審議に入らないまま廃案となりました。

我々四会派は、去る七月六日、共同で国会議員の地位利用收賄等の处罚に関する法律案を提案いたしました。この法案は、昨年五月二十一日に、民主党、社会民主党及び参議院の会が公明党と一緒に参議院に提案し、本年六月一日に廃案となつた法案とほぼ同じ内容のものです。

その後、与党三党でも、いわゆるあつせん利得罪の創設について検討を進められ、去る九月二十二日、公職にある者等のあつせん行為による利得等の处罚に関する法律案を提案されたわけでございました。しかしながら、与党案の内容は、犯罪の成立に過重な要件を付した実効性のないものとなつており、これではあつせん利得罪を創設する意味がほとんどないと言わざるを得ません。

国会議員の收賄については、現行刑法の各種收賄罪によつて处罚されることとなつております。しかし、刑法の收賄罪は職務権限を要件としており、国会議員の收賄罪の適用に当たつては、その職務権限の不明確さゆえに处罚することは非常に困難であります。このため、昭和三十三年の刑法の一部改正であつせん收賄罪が導入され、公務員が請託を受けて他の公務員に職務上不正な行為を行わせることをあつせんし、その報酬として金品等の利益を得ることも处罚されることになりま

た。しかし、あつせんする行為の内容が不正な行為に限られており、また、請託が要件とされていることから、その立証が困難で、あつせん収賄罪は国会議員については二件のみの起訴にとどまっているのが現状であります。

新法は、現行収賄罪のこのような問題点を取り除くものでなければなりませんし、政治の本質の抜本的改革につながるものでなければならないというふうに思います。このため、私ども四会派は、与党案も踏まえつつ、さきに提出した法案を撤回し、より内容が適切で実効性が高い新たな法案を提出した次第であります。

以下、法案の概要について、与党案との相違を中心御説明申し上げます。

第一に、犯罪の主体につきましては、国会議員、地方公共団体の議員もしくは長またはこれらの者の秘書とし、公設秘書だけではなく私設秘書も含むものといたしております。

第二に、与党案では、犯罪の成立に請託が要件とされておりますが、私どもは、立証が困難なため実効性のない法律とならないよう請託は要件といたしております。

第三に、与党案は、犯罪の成立を「その権限に基づく影響力を行使」した場合に限っておりますが、これでは、既存の単純収賄罪や受託収賄罪と同様、職務権限の有無が不明確で適用できないという問題が生じ、新法がほとんど意味を持たなくなりますので、私どもは、このような限定を加えておりません。

第四に、与党案は、あつせんの内容を契約の締結と行政の処分に関するものに限つておりますが、これでは、予算措置や予算の箇所づけ、租税の特別措置や補助金交付要綱の改正などは、たとえ特定の者のためにするあつせんであっても対象外となります。このため、私どもの案は、このようない定を設けず、公務員の職務全般を対象としております。ただし、広く国民一般のための制度の者に利益を得させる目的で「特定の者に対する行政の処分に関する行政の処分に関し、請託を受けること」という

に限ることいたしております。

第五に、与党案には第三者供与を処罰する規定はありませんが、秘書や親族、関係する政治団体や政党支部に供与させるという抜け道をふさぐため、第三者に供与させる場合も処罰することとしております。

第六に、与党案は、処罰の対象行為を收受に限つておりますが、私どもの案は、刑法の各種収賄罪と同様、收受のほか、その要求、約束も処罰の対象としております。

第七に、法定刑について、与党案は秘書の法定刑を二年以下の懲役としておりますが、私どもは、秘書も議員等と同じく三年以下の懲役としております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○自見委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十一月二日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

（議員秘書あつせん利得）

第二条 衆議院議員又は参議院議員の秘書（国会法（昭和二十一年法律第七十九号）第百三十二条に規定する秘書をいう。以下同じ。）が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政の処分に関し、請託を受けて、当該衆議院議員又は当該参議院議員の権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときは、二年以下の懲役に処する。

2 衆議院議員又は参議院議員の秘書が、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他契約に関し、請託を受けて、当該衆議院議員又は当該参議院議員の権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときは、二年以下の懲役に処する。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十一号）の一部を次のよう改訂する。

第十八条第一項第一号ハ中「若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に、「罪を」「罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に、「罪を」「罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第号）」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第三条 前一条の場合において、犯人が收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部

けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあつせんをすること又はしたことは、その報酬として財産上の利益を收受したことにつき、その報酬として財産上の利益を收受して、その権限に基づく影響力を行使して当該法人の役員又は職員にその職務上の行為をさせよう又はさせないようあつせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときも、前項と同様とする。

（国外犯）

第五条 第一条及び第二条の罪は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）第四条の例に従う。

第六条 この法律の適用に当たつては、公職にあらる者の政治活動を不当に妨げることのないよう留意しなければならない。

（適用上の注意）

第七条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（公職選挙法の一部改正）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のよう改訂する。

第十一条第一項第四号中「、第百九十七条の二、第百九十七条の三又は第百九十七条の四」を「から第百九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第号）第一条」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第十八条第一項第一号ハ中「若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に、「罪を」「罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第号）」に改める。

（民法執行法の一部改正）

<p>民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十五条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「第一百九十八条」の下に「又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第一号）第一</p> <p>条第一項、第二条第一項若しくは第四条】を加える。</p> <p>理由</p> <p>公職にある者等の政治活動の廉潔性を確保し、よつて政治に対する国民の信頼を確立するため、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律を定めることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>
<p>公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る収賄等の处罚に関する法律案</p> <p>公職にある者等による特定の者に利益を得させることの目的でのあつせん行為に係る収賄等の处罚に関する法律</p> <p>（公職にある者等の收賄）</p> <p>第一条 衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長（以下「公職にある者」という）又は公職にある者の秘書（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百三十二条に規定する秘書その他公職にある者に使用される者で当該公職にある者の政治活動を補佐するものをいう。）が、特定の者に利益を得させることの目的で公務員（国又は地方公共団体が資本の二分の一以上を出資している法人の役員及び職員を含む。）にその職務に関する行為をさせること、又はさせないようにあつせんをすること又はしたことにつき、その報酬として、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。</p>
<p>（没収及び追徴）</p> <p>第一条 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>第三条 第一条に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（贈賄）</p> <p>（国外犯）</p> <p>第四条 第一条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。</p> <p>附 則</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。</p> <p>（公職選挙法の一部改正）</p> <p>2 公職選挙法（昭和二十一年法律第一百号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一項第四号中「、第一百九十七条の二、第一百九十七条の三又は第一百九十七条の四」を「から第一百九十七条の四までの罪又は公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る収賄等の处罚に関する法律（平成十二年法律第一号）第一条」に改める。</p>
<p>（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）</p> <p>3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第一百八十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十八条第一項第一号ハ中「若しくは組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律」を「組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律」に、「罪を」を「罪若しくは公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る収賄等の处罚に関する法律（平成十二年法律第一号）第三条の罪を」に改める。</p>

平成十二年十一月十日印刷

平成十二年十一月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F